

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

1. 制度の概要

令和元年10月の消費税引き上げに合わせ、国において介護報酬改定が行われ、人材確保のための取組をより一層進めるとともに、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるため「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

保誠会においては、当該加算を取得することにより、高齢者並びに障害者各施設・事業所に従事する職員に対し更なる処遇改善を図ります。

2. 各施設・事業所における算定する加算の区分

施設・事業所	サービス種類	介護職員等特定処遇改善加算における区分
豊前サンビレッヂ	介護老人福祉施設	加算（Ⅰ）
	短期入所	加算（Ⅱ）
	通所介護	加算（Ⅱ）
りくぜん	小規模多機能型居宅介護	加算（Ⅱ）
たんぽぽ	通所介護	加算（Ⅱ）
おおはし徳巣	介護老人福祉施設	加算（Ⅰ）
	短期入所	加算（Ⅰ）
	訪問介護	加算（Ⅱ）
豊前アニマノ	施設入所支援	加算（Ⅰ）
	生活介護	加算（Ⅰ）
	短期入所	加算（Ⅰ）

3. 配分対象

（1）賃金改善となるグループ区分

グループ1	経験・技能のある介護職員	介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人等の経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定
グループ2	他の介護職員	経験・技能のある介護職員（グループ1）以外の介護職員
グループ3	その他の職種	介護職員以外の職員

4. 配分方法

(1) 毎月の給与及び一時金にて支給

(2) グループ毎の平均賃金改善額の割合

- ①経験・技能のある介護職員（グループ1）を1として
- ②その他の介護職員（グループ2）は①の1/2
- ③その他の職種（グループ3）は①の1/4

5. 賃金以外の処遇改善に関する事項

(1) 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

(2) 労働環境・処遇の改善

- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

(3) その他

- ・障害を有する方でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減